

鶴岡市と株式会社荘内銀行との包括連携協定

鶴岡市（以下「甲」という。）と株式会社荘内銀行（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化することについて、次のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、密接な相互連携と、協働による活動を推進し、それぞれが有する人的、物的、知的財産を有効に活用することで、人口減少社会における地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、地方創生の推進及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の項目について連携し、協力する。

- （1） 産学官金の連携促進に関すること。
- （2） 地域産業や観光の振興に関すること。
- （3） 地域のSDG s 推進に関すること。
- （4） 地域の脱炭素や再生可能エネルギーに関すること。
- （5） 地域のデジタル化の推進に関すること。
- （6） その他の地方創生の推進及び市民サービスの向上に関すること。

2 前項各号に定める連携事項を効果的に推進するため、甲及び乙は、定期的に協議を行うものとする。また具体的な実施事項については、甲及び乙が合意の上、決定する。

3 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組の一部を、乙の関係会社に実施させることができるものとする。

（協定の有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年とする。なお、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙の書面による解約の申出がなければ、同一内容で1年間更新するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、変更を行うものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、この協定の有効期間中であるか否かを問わず、第三者に開示及び漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(疑義の決定)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を所持する。

令和7年5月20日

甲：山形県鶴岡市馬場町9番25号

鶴岡市

鶴岡市長 皆川 治

乙：山形県鶴岡市本町一丁目9番7号

株式会社 荘内銀行

代表取締役頭取 佐藤 敬